

議案第71号

手数料条例の一部改正について

手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月25日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例期間を延長するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>(多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例)</p> <p>5 <u>令和8年3月31日</u> までの間、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を用いる場合における別表第1の戸籍の第1号、住民基本台帳の第1号、印鑑の第2号及び税の第4号の規定の適用については、別表第1の戸籍の第1号中「450円」とあるのは「350円」と、別表第1の住民基本台帳の第1号、印鑑の第2号及び税の第4号中「300円」とあるのは「200円」とする。</p>	<p>附 則 1～4 (略)</p> <p>(多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例)</p> <p>5 <u>令和10年3月31日</u> までの間、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を用いる場合における別表第1の戸籍の第1号、住民基本台帳の第1号、印鑑の第2号及び税の第4号の規定の適用については、別表第1の戸籍の第1号中「450円」とあるのは「350円」と、別表第1の住民基本台帳の第1号、印鑑の第2号及び税の第4号中「300円」とあるのは「200円」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。